

# 登録資格の活用の方向性について

---

# 1. 民間資格の登録制度創設の経緯等について

平成24年 7月

**国土交通大臣より諮問** ⇨ **社会資本整備審議会、交通政策審議会**  
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方」

平成25年12月

**社会資本整備審議会、交通政策審議会 答申**  
「本格的なメンテナンス時代に向けたインフラ政策の総合的な充実」  
～キックオフ「メンテナンス政策元年」～

平成26年 3月

**技術部会 引き続き検討すべき4項目を決定**  
**1. 点検・診断に関する資格制度の確立**

平成26年 4月

**社会資本メンテナンス戦略小委員会 資格制度の検討に着手**  
点検・診断に関する資格制度の確立を優先課題として決定

平成26年 8月

**技術部会 「緊急提言：民間資格の登録制度の創設」提言**  
「社会資本メンテナンスの確立にむけて緊急提言：民間資格の登録制度の創設」の  
提言・公表  
➔ **・維持管理分野の資格制度の構築  
・新設分野の資格制度の構築が必要**

平成26年11月

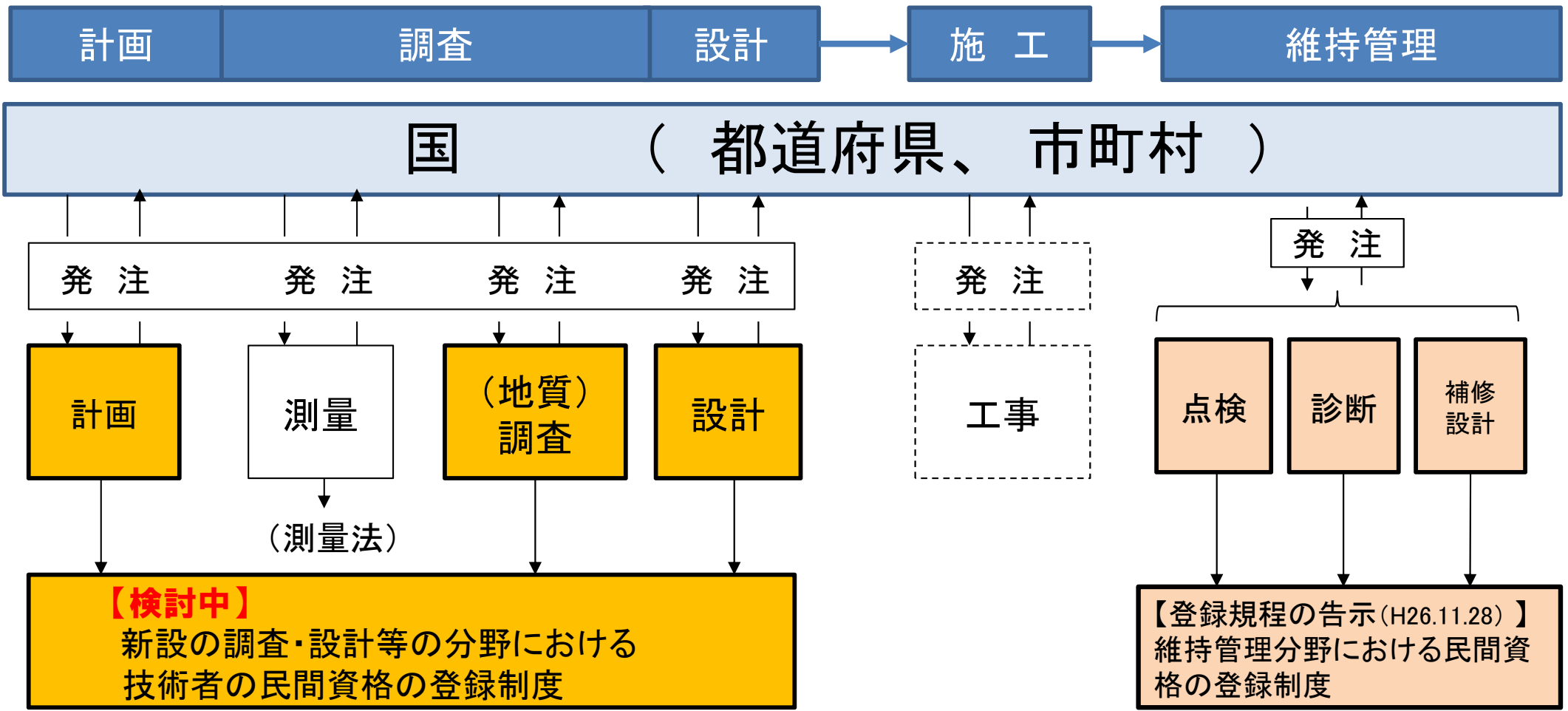
**公共事業に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の告示**

# 2. 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

## 民間資格の登録制度が対象とする業務範囲

- 施設等の対象：国土交通省所管の社会資本分野のうち、土木構造物等。
- 業務の対象：工事完成後の点検、診断、補修設計等。  
※今後、計画、調査、設計等(測量を除く)についても、制度構築に向けて検討中。

### (概念図)



# 2. 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

## <背景>

- 老朽化施設の増加と維持管理に関する法令等の整備に伴い、今後点検・診断等の業務の増加が見込まれる
- 業務発注時に、特に市町村において技術者の資格が十分活用されていない
- 平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、資格等による適切な能力の評価が規定。

国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識・技術を登録要件として明確化し、登録要件等に適合すると評価された民間資格を登録する登録規程を国土交通大臣が告示。

## <民間資格の登録等のプロセス>

## 登録規程の枠組み

### ①点検・診断等の業務に必要な知識・技術を登録要件として明確化

	道路			砂防	〇〇	
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	〇〇	
点検	道路橋(鋼橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術			...	...	
診断	...	...	...	...	...	

### ②民間資格を公募

### ③民間資格を業務内容に応じた必要な知識・技術を有するか評価

### ④登録要件を満たす民間資格を登録

	道路			砂防	〇〇	
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	〇〇	
点検	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士 〇〇技術士	...	
診断	...	...	...	...	...	

外注業務において登録された資格を活用

## 2. 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

### 今回の登録規程に位置付けた施設分野-業務-知識・技術を求める者

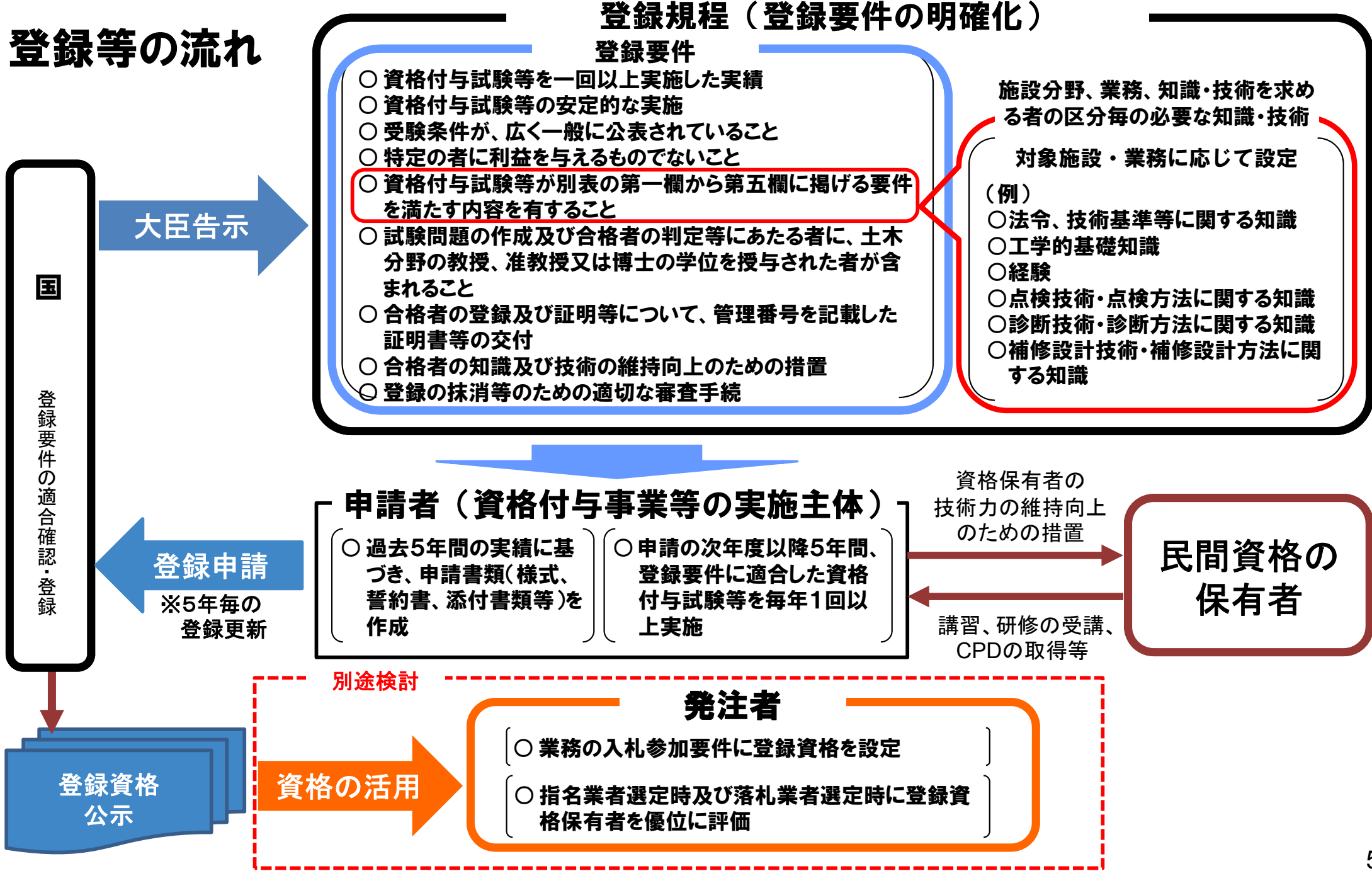
施設分野 業務	道路			砂防			海岸	港湾	空港	都市公園
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)
点検	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
診断	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
補修設計	■	■	■	■	■	■	■	□	□	■

知識・技術を求める者:  管理技術者  
 担当技術者  
 管理技術者と担当技術者の両者

注) 本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。

# 2. 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

## 登録等の流れ



# 3. 登録資格の活用の方向性について(直轄の技術者資格の活用状況)

## 資格の活用の現状

○直轄における参加要件に設定されている資格について(点検・診断業務)  
 河川事業及び道路事業における点検・診断業務(平成25年度発注業務)では、技術士、博士、RCCM、土木学会認定技術者の他、多様な資格が活用されていることが確認された。

発注方式事例図上の業務内容 (「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」参照)	平成25年度発注業務数	全国(河川事業・道路事業) 参加資格要件として活用している技術者資格															
		予定管理(主任)技術者															
		技術士	博士	RCCM	土木学会認定技術者	土木設計技術者	コンクリート診断士	コンクリート構造診断士	土木鋼構造診断士	測量士	地質調査技士	1級土木施工管理技士	補償業務管理士	河川管理支援士	道路管理支援士	土木施工管理技士	舗装施工管理技士
施設健全度調査(河川)	63	62 (98%)	25 (40%)	62 (98%)	56 (89%)	0 (0%)	2 (3%)										
施設点検調査(河川)	114	84 (74%)	41 (36%)	84 (74%)	69 (61%)	0 (0%)	3 (3%)			24 (21%)	14 (12%)	1 (1%)	2 (2%)				
定期点検結果の診断(道路)	28	28 (100%)	16 (57%)	28 (100%)	22 (79%)		11 (39%)					1 (4%)					
定期点検、緊急点検(道路)	501	442 (88%)	105 (21%)	440 (88%)	365 (73%)	1 (0%)	70 (14%)	1 (0%)	55 (11%)	3 (1%)	2 (0%)	1 (0%)		15 (3%)	2 (0%)	2 (0%)	

※ 施設健全度調査(河川)、施設点検調査(河川)は主に構造物を対象としたものである。

平成26年6月国土交通省調べ(対象:直轄事務所)

**論点-1: 参加要件として活用している資格のうち、国家資格、業務内容に応じた専門分野の資格は、その他の分野の民間資格よりも、業務成績において優位性が認められるか。**

### ➤ 分析対象とする資格属性

- ・ 国家資格、業務内容に応じた専門分野の資格、その他の分野の民間資格分析対象とする業務(今回の登録規程に位置付けられた業務)
- ・ 橋梁の点検(診断含む)、砂防・地すべり点検(診断含む)、トンネル点検を代表例

### ➤ 分析方法

- ・ 分析対象業務毎に、資格属性毎の業務成績分布及びその平均点を算出して、評価。

# 参考1. 資格の専門分野別の成績比較

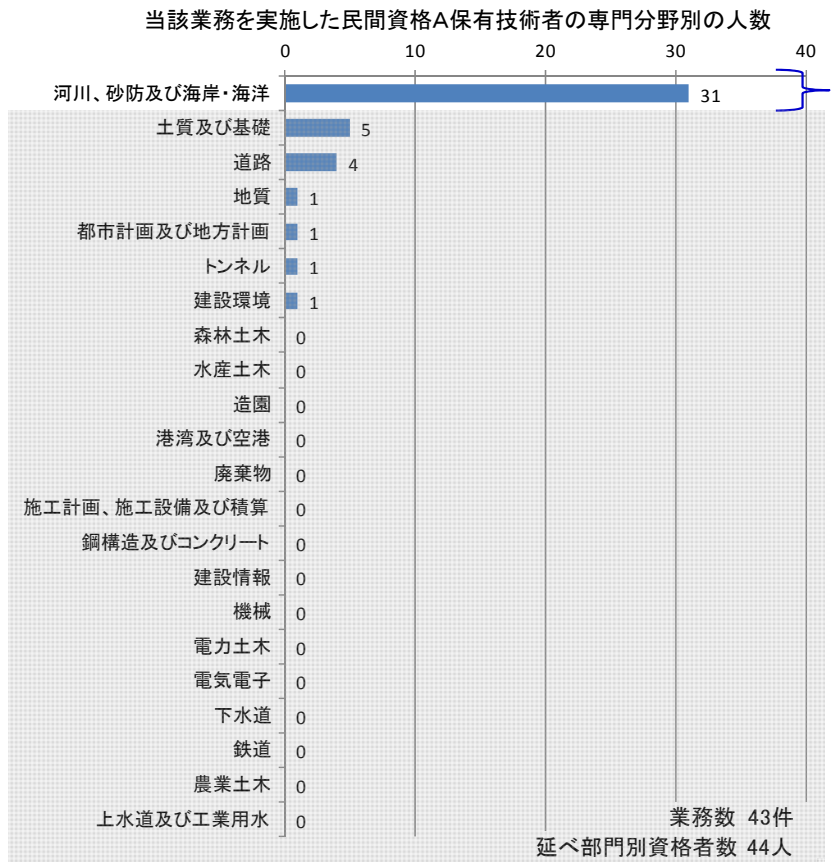
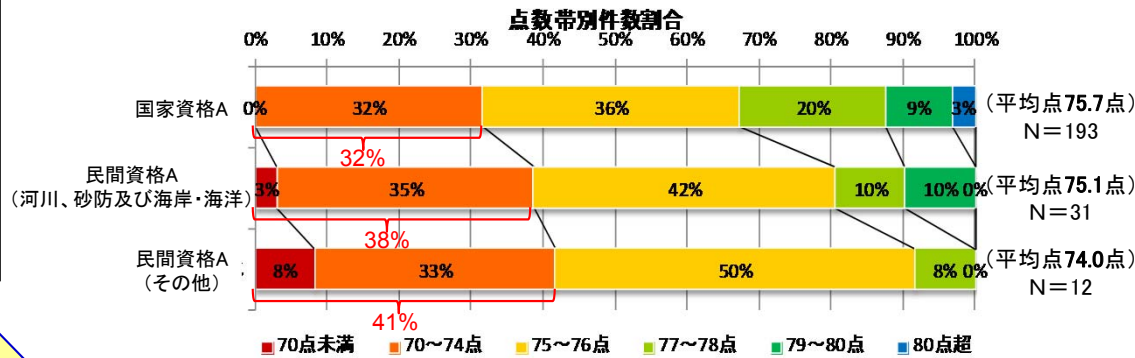
## ■業務内容と管理技術者の資格別に整理した業務成績について

### 【砂防・地すべり 点検(診断等含む)】

▶ 平均点の分析  
**国家資格A > 民間資格A(専門分野) > 民間資格A(その他の分野)**  
 (75.7点) **0.6点差** (75.1点) **1.1点差** (74.0点)

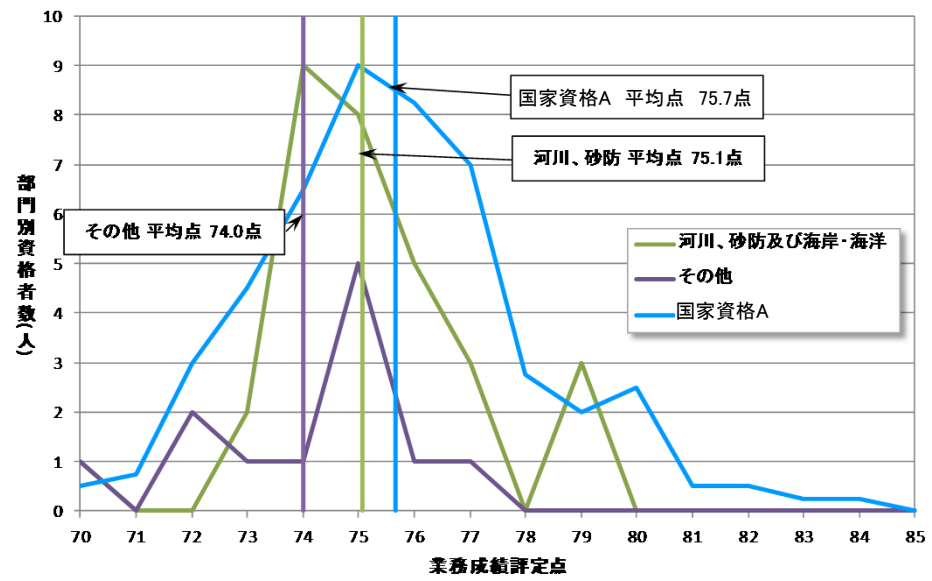
▶ 低い業務成績(74点以下)の割合の分析  
**国家資格A ≧ 民間資格A(専門分野) ≧ 民間資格A(その他の分野)**  
**※その他の分野は、70点未満の割合が専門分野の約3倍。**

民間A・国家A全体平均点75.5点  
 国家資格A全体平均点75.7点  
 民間資格A全体平均点74.8点



専門分野を  
 保有しているも  
 のとそれ以外

※:「河川、砂防及び海岸・海洋」を保有する管理技術者の業務とそれを保有しない管理技術者の業務(その他)を集計。



※平成21~25年度テクリスデータの直轄の業務のうち、国家資格Aを保有せず、民間資格Aを保有する管理技術者が担当した業務を対象に分析



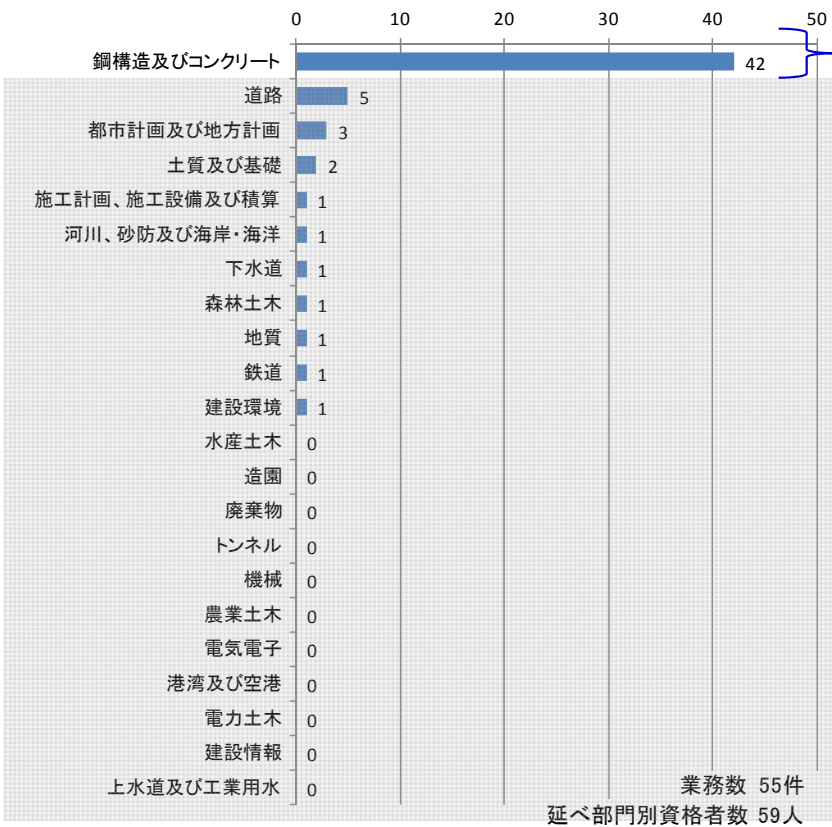
# 参考2. 資格の専門分野別の成績比較

## ■業務内容と管理技術者の資格別に整理した業務成績について

### 【橋梁 点検(診断等含む)】

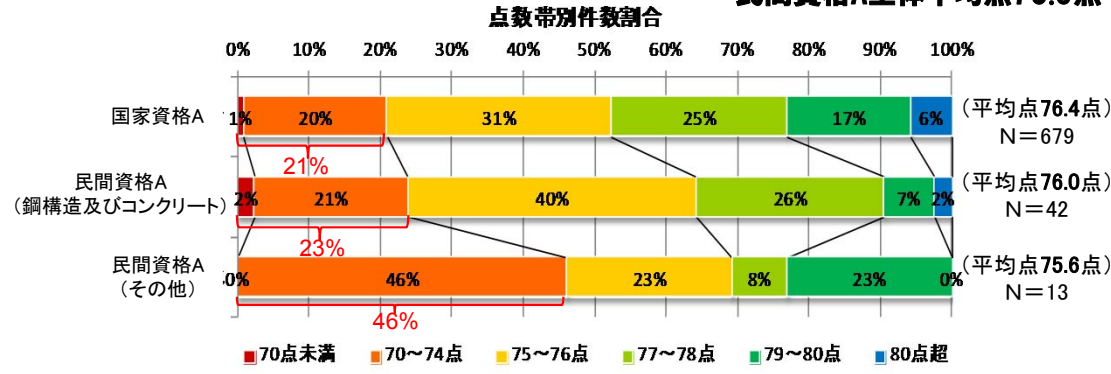
- 平均点の分析  
**国家資格A > 民間資格A(専門分野) > 民間資格A(その他の分野)**  
 (76.4点) **0.4点差** (76.0点) **0.4点差** (75.6点)
- 低い業務成績(74点以下)の割合の分析  
**国家資格A ≒ 民間資格A(専門分野) > 民間資格A(その他の分野)**  
**※その他の分野は、74点以下の割合が専門分野の約2倍。**

当該業務を実施した民間資格A保有技術者の専門分野別の人数

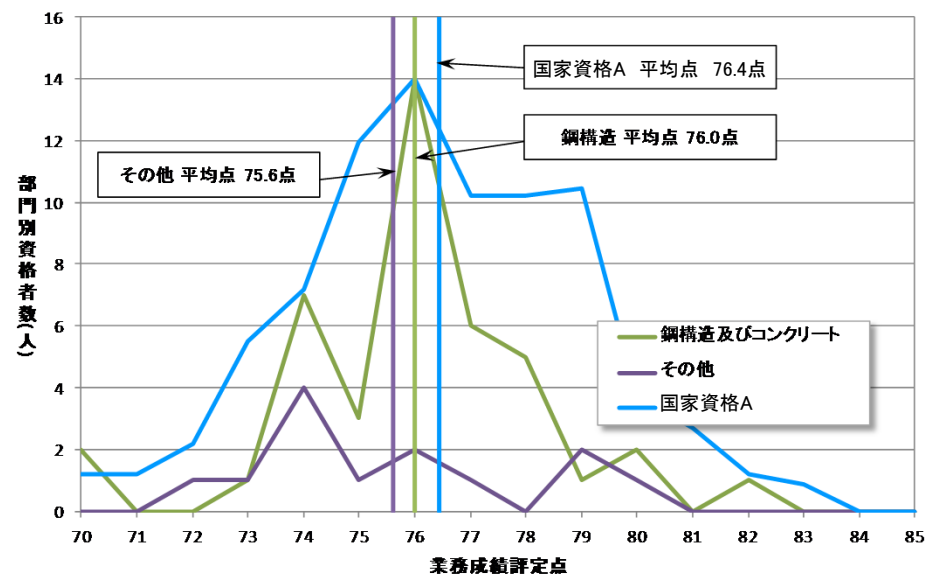


専門科目を保有しているものとそれ以外

民間A・国家A全体平均点76.4点  
 国家資格A全体平均点76.4点  
 民間資格A全体平均点75.9点



※:「鋼構造及びコンクリート」を保有する管理技術者の業務とそれを保有しない管理技術者の業務(その他)を集計。



※平成21~25年度テクリスデータの直轄の業務のうち、国家資格Aを保有せず、民間資格Aを保有する管理技術者が担当した業務を対象に分析

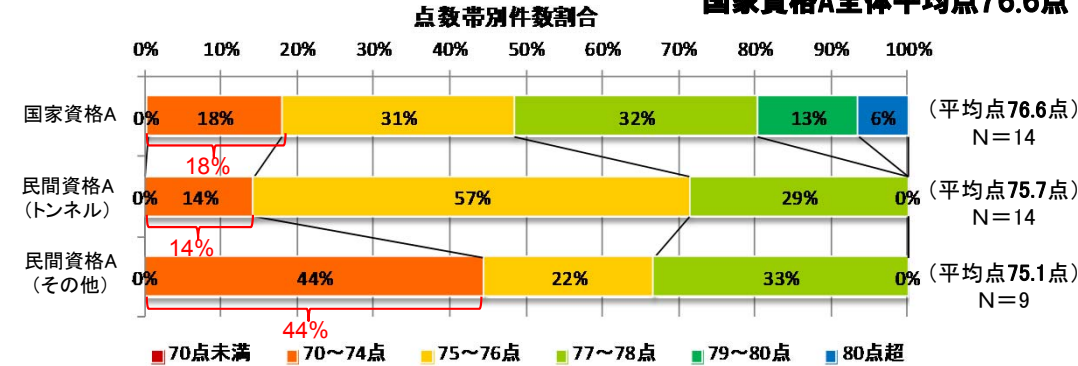
# 参考3. 資格の専門分野別の成績比較

## 業務内容と管理技術者の資格別に整理した業務成績について

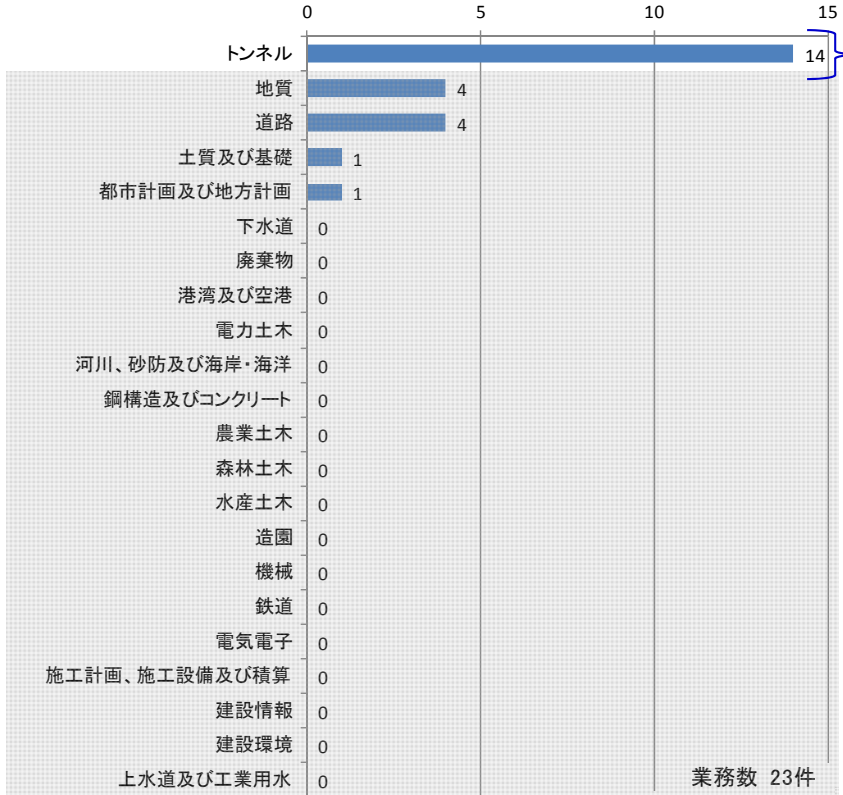
### 【トンネル 点検(診断等含む)】

- 平均点の分析
  - 国家資格A > 民間資格A(専門分野) > 民間資格A(その他の分野)
  - (76.6点) **0.9点差** (75.7点) **0.6点差** (75.1点)
- 低い業務成績(74点以下)の割合の分析
  - 民間資格A(専門分野) > 国家資格A > 民間資格A(その他の分野)
  - その他分野は、74点以下の割合が、専門分野に比べ約3倍**

民間A・国家A全体平均点76.5点  
 民間資格A全体平均点75.5点  
 国家資格A全体平均点76.6点

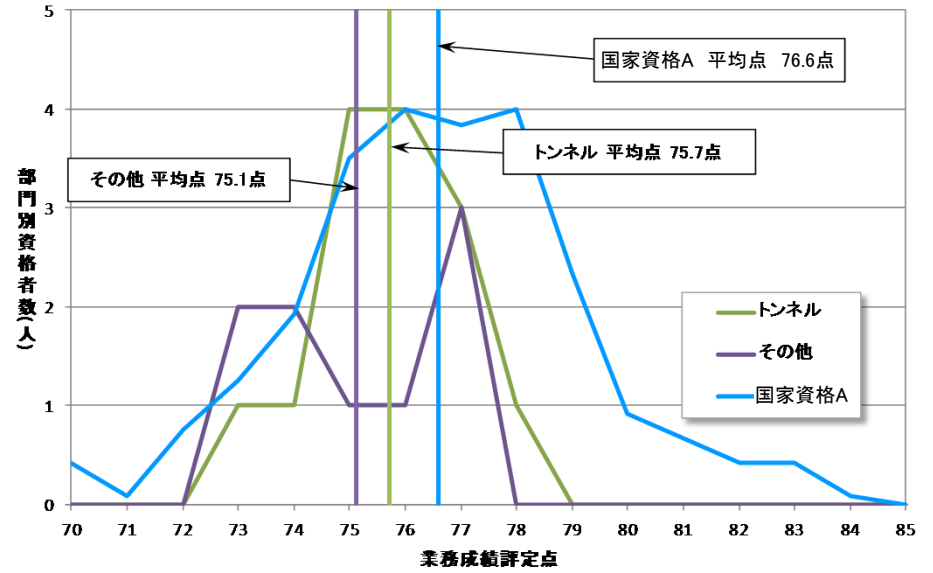


当該業務を実施した民間資格A保有技術者の専門分野別の人数



専門科目を保有しているものとそれ以外

※:「トンネル」を保有する管理技術者の業務とそれを保有しない管理技術者の業務(その他)を集計。



業務数 23件  
 延べ部門別資格者数 24人

※平成21~25年度テクリスデータの直轄の業務のうち、国家資格Aを保有せず、民間資格Aを保有する管理技術者が担当した業務を対象に分析

# 3. 登録資格の活用の方角性について

## ■ 業務内容と管理技術者の資格別、専門分野別の業務成績の分析

### 【分析結果のまとめ】

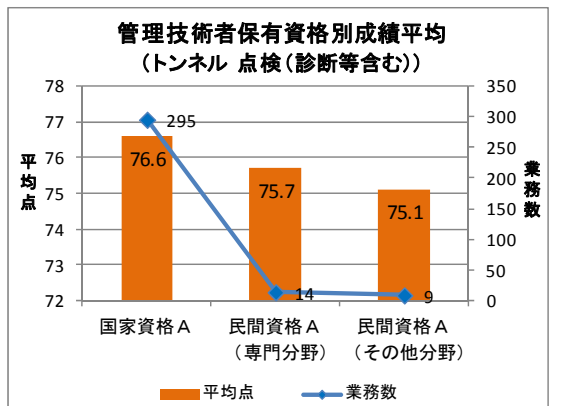
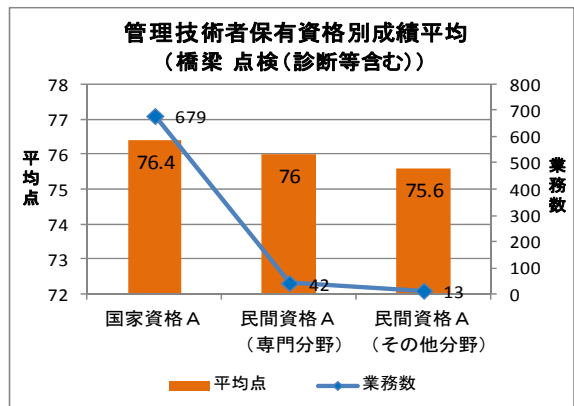
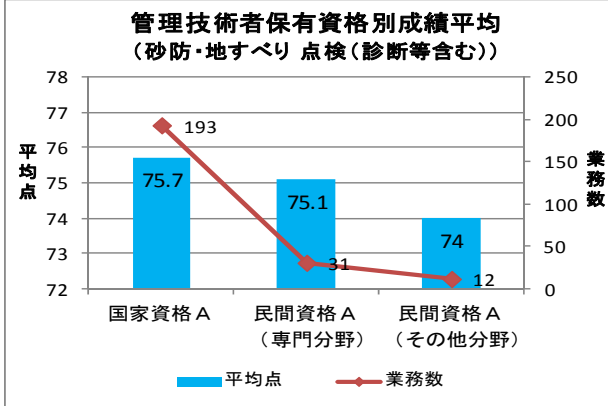
#### ○ 業務成績の平均点の分析結果

**国家資格 > 民間資格(専門分野) > 民間資格(その他の専門分野)**

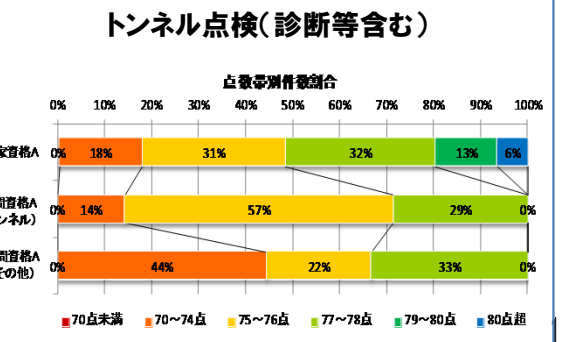
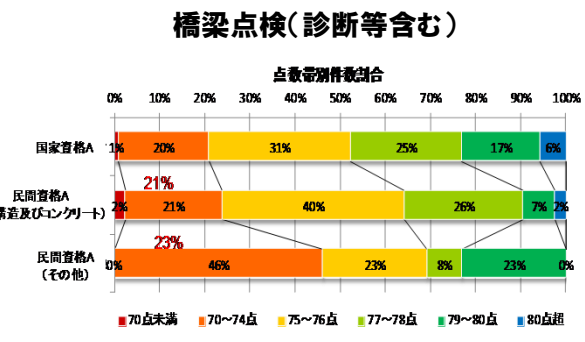
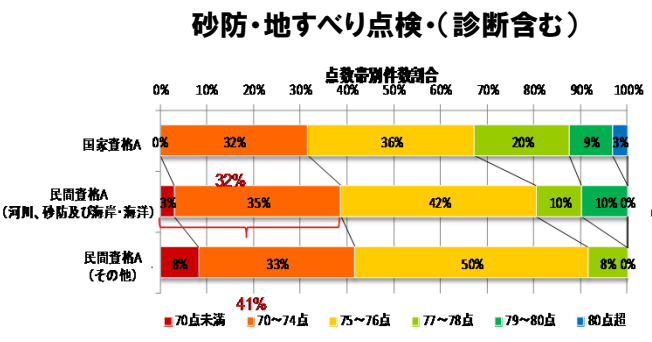
#### ○ 低い業務成績の分布の分析結果

- ・ 民間資格の**専門分野**と**その他の分野**においては、**74点以下の割合等に顕著な差が見られた。**
- ・ 一方、**国家資格と民間資格の専門分野**には、**総じて、大きな差はなかった。**

### 業務成績の平均点



### 業務成績の分布図



# 3. 登録資格の活用の方向性について

**論 点-2： 国家資格、民間資格(専門分野)、民間資格(その他の分野)の評価は、どのように順位付けするか。**  
 ※下表は、民間資格(専門分野)が、「登録資格」に該当するものとして作成。

## <業務成績の分析に基づく資格の評価順位案>

	現行	案1	案2	案3
評価順位 ↓	①国家資格	①国家資格	①国家資格 ②登録資格	①国家資格
	②民間資格 ※複数の専門分野を有する民間資格では専門分野を限定していない	②登録資格※1 ③民間資格(その他)※2	— 民間資格(その他)	②登録資格 —
評価しない	—	—	—	③民間資格(その他)
案の考え方	—	平均点順位を重視。 ＜成績平均点＞ 国家資格＞登録資格＞その他	低い成績の割合を重視。 ＜低い成績分布の割合＞ 国家資格＝登録資格＞その他	低い成績の割合を重視。 ＜低い成績分布の割合＞ 国家資格＝登録資格＞その他
政策的視点	—	・サンプル少数等 ・今後の実績に応じて、評価順位を見直すことが可能	・技術者のステータス向上	・民間資格(その他)の評価除外は、影響大。

案の評価にあたっての前提条件

- ①登録資格を有する技術者と業務件数に関する需要と供給のバランス
- ②登録は、幅広く実施

案の評価	—	◎	○	×
------	---	---	---	---

※1 登録資格：公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づき、登録される民間資格。付与される民間資格の最小区分。  
 ※2 民間資格(その他)：民間資格のうち、登録資格を除いた資格。

# 3. 登録資格の活用の方向性について

**論 点-3**： 現行の運用ガイドラインにおいて、評価項目として「必要に応じて設定」とされている技術者資格が、登録規程の別表に位置付けがある場合は、「原則として設定」とすべきではないか。

## <管理技術者の評価項目の設定の考え方>

		現行	見直し案
選定、指名段階	管理技術者	必要に応じて設定	次の項目にすべて適合する場合、 ・発注業務が登録規程別表の施設分野-業務に位置付けがある ・上記区分に登録資格※1がある ・知識・技術を求める者として管理技術者のみ位置付けがある ⇒ <b>原則として設定</b>
特定、入札段階	管理技術者	必要に応じて設定	次の項目にすべて適合する場合、 ・発注業務が登録規程別表の施設分野-業務に位置付けがある ・上記区分に登録資格※1がある ・知識・技術を求める者として管理技術者のみ位置付けがある ・知識・技術を求める者として管理技術者の位置付けがなく、担当技術者のみ位置付けがある ⇒ <b>原則として設定</b>

## <担当技術者の評価項目の設定の考え方>

		現行	見直し案
選定、指名段階	担当技術者	設定していない	現行のとおり
特定、入札段階	担当技術者	必要に応じて設定	下記にすべて適合する場合は、 ・発注業務が登録規程別表の施設分野-業務に位置付けがある ・上記区分に登録資格※1がある ・知識・技術を求める者として管理技術者の位置付けがなく、担当技術者のみ位置付けがある ⇒ <b>原則として設定</b>

※1 登録資格：公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づき、登録される民間資格。付与される民間資格の最小区分。

# 3. 登録資格の活用の方向性について

## 【 登録資格の活用の方向性のまとめ 】

配置技術者	現行見直し案	登録規程の位置付け	選定、指名段階	特定、入札段階	備考
管理技術者	現行		必要に応じて設定	必要に応じて設定	
			<運用ガイドライン表3-4> ①→②の順位で評価。	<運用ガイドライン表3-4> ①→②の順位で評価。	
	見直し案	あり※1	原則として設定	原則として設定	
			<運用ガイドライン見直し表3-4-1> ①→②→③の順位で評価。	<運用ガイドライン見直し表3-4-1> ①→②→③の順位で評価。	
		なし	現行のとおり (但し、登録規程の別表に担当技術者の位置付けがある場合には、原則として設定)	現行のとおり (但し、登録規程の別表に担当技術者の位置付けがある場合には、原則として設定)	
		現行のとおり <運用ガイドライン表3-4>	現行のとおり <運用ガイドライン表3-4>		
担当技術者	現行		設定なし	必要に応じて設定	
			-	<運用ガイドライン表3-4> ①、②は、同等に評価。	
	見直し案	あり※2	現行のとおり	原則として設定	
			-	<運用ガイドライン見直し表3-4-1> ①、②は、同等、③は、①、②の次位で評価。	
		なし	現行のとおり	現行のとおり	
		-	現行のとおり <運用ガイドライン表3-4>		

現行 表3-4

<b>①国家資格</b> ・技術士 ・博士(研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
<b>②民間資格</b> ・RCCM ・地質調査技士 (地質調査分野に適用) ・土木学会認定技術者【特別上級、上級、一級】(土木関係分野に適用) ・コンクリート診断士 (コンクリート構造物の維持・修繕に適用) ・土木鋼構造診断士 (鋼構造物の維持・修繕に適用)等

見直し案 表3-4-1(新)

<b>①国家資格</b> ・技術士 ・博士(研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
<b>②国土交通省登録資格</b>
<b>③上記以外の民間資格</b>

【管理技術者】  
 ※1 登録規程の位置付けとは、次の項目にすべて適合する場合をいう。  
 ・発注業務が登録規程別表の施設分野-業務に位置付けがある  
 ・上記区分に登録資格がある  
 ・知識・技術を求める者として管理技術者のみ位置付けがある

【担当技術者】  
 ※2 登録規程の位置付けとは、下記にすべて適合する場合をいう。  
 ・発注業務が登録規程別表の施設分野-業務に位置付けがある  
 ・上記区分に登録資格がある  
 ・知識・技術を求める者として管理技術者の位置付けがなく、担当技術者のみ位置付けがある

# 3. 登録資格の活用の方向性について

## 国土交通省登録資格 別表イメージ

別表 国土交通省登録資格

施設分野	業務	知識・技術を求める者	資格名称	資格付与事業の運営団体等の名称
公園施設 (遊具)	点検	管理技術者	・民間資格A(専門分野) ・民間資格B(専門分野) ・〇〇士 ・◆◆技術者 ・△△技士	・A協会 ・B協会 ・〇〇協会 ・◆◆協会 ・△△協会
		担当技術者	・民間資格A(専門分野) ・民間資格B(専門分野) ・〇〇士 ・◆◆技術者 ・△△技士	・A協会 ・B協会 ・〇〇協会 ・◆◆協会 ・△△協会
	診断	管理技術者	・民間資格C(専門分野) ・民間資格D(専門分野) ・〇〇士 ・□□診断士	・C協会 ・D協会 ・〇〇協会 ・□□協会
		担当技術者	・民間資格C(専門分野) ・民間資格D(専門分野) ・〇〇士 ・□□診断士	・C協会 ・D協会 ・〇〇協会 ・□□協会

別表 国土交通省登録資格

施設分野	業務	知識・技術を求める者	資格名称	資格付与事業の運営団体等の名称
砂防設備	点検・診断	管理技術者		
地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者		
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者		
海岸堤防等	点検・診断	管理技術者		
橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者		
	診断	担当技術者		
橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者		
	診断	担当技術者		
トンネル	点検	担当技術者		
	診断	担当技術者		
港湾施設	計画策定	管理技術者		
	点検・診断	管理技術者		
	設計	管理技術者		
空港施設	点検・診断	管理技術者		
	設計	管理技術者		